

(県外建設業者)令和5・6年度一般(指名)競争入札参加資格審査申請について

(県外建設業者) 令和5・6年度一般(指名)競争入札参加資格審査申請については、「徳島県との共同受付」を行っております。

徳島県の受付期間は、**令和5年1月11日(水)～1月26日(木)**となっています。県への申請書で参加希望自治体を「那賀町」と選択された場合は、改めて那賀町へ申請する必要はございません。

「徳島県との共同受付」へ申請せず、那賀町の入札に参加を希望する場合は、次のとおり申請してください。

1. 受付期間：**令和5年1月11日(水)から随時(土・日・祝日を除く)**

受付時間は午前8時30分から午後5時まで

持参の場合は、正午から午後1時の間にご遠慮ください。

2. 受付場所：〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

那賀町役場 会計課 検査室(0884-62-1120)

3. 提出方法：郵送もしくは持参

4. 有効期間：**令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(2年間)**

※上記期間中に申請された場合は、受付日から令和7年4月30日まで

5. 申請書類

次のとおり。提出は各1部。(A4サイズのファイルにとじたもの)

No.	提出書類一覧表
1	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【県外工事】(様式第1号)
2	業者カード(徳島県電子申請システムを利用して印刷したもの)
3	営業所一覧表(様式第2号)
4	建設業許可申請書(様式第1号)、役員等の一覧表(別紙1)、営業所一覧表(別紙2)、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)の写し (許可日以降に2業者カード記載事項に変更がある場合は、該当の変更届出書(様式第22号の2)も必要。) 許可証明書は不可
5	登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可)
6	納税証明書(写し可、国税分。県内に営業所がある場合は県、市町村税分も必要。)
7	総合評定値通知書の写し
8	社会保険料納入確認(又は証明)書(写し可)(総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」が「無」となっている場合)
9	暴力団排除に関する誓約書
10	委任状(年間委任する場合。様式は任意。)

11	提出書類チェックリスト
12	返信用封筒（郵送される業者で受付票が必要な場合、84円切手を貼付し同封。官製はがきでも可）

6. 注意事項

- (1) 提出書類(No.1～11)を順番にファイル(A4版、金属の付いていないもの)綴じ、背表紙には、表題として「令和5・6年度入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。
- (2) 各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとなります。
- (3) 業者カードは、徳島県電子申請システムによる電子申請が必要です。

7. 申請書類の作成方法

(1)一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【県外工事】(様式第1号)

電話番号及びファクシミリ番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

(2)業者カード

総合評定値通知書の結果を記入する欄は、「入札参加を希望する業種のみ」としてください。

(契約を担当する営業所の許可業種の中で入札参加希望業種のみとなります。)

徳島県電子申請システムを利用し作成し、データをパソコンに一時保存した上で、審査用として印刷し、他の書類と合わせて提出してください。

添付書類等と内容の相違がないように入力してください。

作成にあたっては、徳島県HP→(<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>)に掲載の令和5・6年度<県外建設業者>入札参加資格審査申請様式中の「申請書作成の手引き」および「電子申請注意事項Q&A」をご覧ください。

(3)営業所一覧表(統一様式で可)

申請日現在で作成してください。

(4)建設業許可申請書の写し

(2)の業者カードへの記載事項を許可関係資料で確認します。

直前の許可(更新を含む。)申請時の「建設業許可申請書」(建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号 許可機関の受付印が別紙に押印されている場合はその別紙を含む。)様式に付随した「役員の一覧表」(別紙1)及び「営業所一覧表」(別紙2(1)又は(2))並びに「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第11号)の写しを提出してください。
許可証の写し、許可証明書では認められませんので注意してください。

また、許可取得後に本店(年間委任先がある場合は年間委任先も含む。)に係る業者カード記載の事項(所在地、代表者(本店のみ)、許可業種、許可種別(般・特)等)を変更している場合は、変更にともない提出した受付印のある「変更届出書」(建設業法施行規則第9条第1号に定める別記様式第22号の2)の写しを併せて提出してください。

(5)登記事項証明書(法人)あるいは身分証明書(個人) (いずれも写し可)

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

(6)納税証明書(写し可)

直近事業年度における法人税(又は所得税)、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書(その1、その3、その3の2又はその3の3)を提出してください。新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、「納税証明書(その1)」を添付してください。

また、徳島県内に建設業法上の営業所を有する方は、直近事業年度における法人県民税、法人事業税、地方法人特別税又は個人事業税及び自動車税の納入状況についての徳島県東部県税局等が発行する納税証明書、固定資産税及び法人市民税の納入状況についての所在市町村の発行する納税証明書を提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写しを添付してください。

なお、課税がない場合(固定資産や自動車を有していない場合)もその旨の証明書が必要です。

納税証明書について詳しくは、

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/zeikin/2016011500123/>

(7)総合評定値通知書の写し

申請日の直近の審査基準日のものの写しを提出してください。

(8)社会保険料等の納入確認(又は証明)書 (写し可)

総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」いずれか又は全てが「無」となっている場合、その後の社会保険等加入を確認するため提出してください。

(9)暴力団排除に関する誓約書

(10)委任状(年間委任する場合)

- ・ 年間受任者は、建設業法上の営業所に置く職員でなければなりません。
- ・ 希望業種は、契約を担当する営業所に許可されている業種に限ります。
- ・ 委任期間は、入札参加資格有効期間の始期から終期としてください。
- ・ 測量・建設コンサルタント等業務でも入札参加資格を申請している場合は、建設工事と測量・建設コンサルタント等業務で受任者を統一してください。

次のような委任はできませんので御注意ください。

- ①建設工事はA支店長に委任し、測量・建設コンサルタント等業務は本社で入札及び契約を行う。
- ②建設工事は本社で入札及び契約を行い、測量・建設コンサルタント等業務はB支店長に委任する。
- ③建設工事はC支店長に、測量・建設コンサルタント等業務はD支店長に委任する。

お問い合わせ先

那賀町役場会計課検査室

〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

電話番号0884-62-1121(代表)

0884-62-1120(直通)